

第2章 フランス

調査結果の比較と調査テーマにかかる諸制度の概要

中京大学 法学部 准教授 柴田 洋二郎

はじめに

今回の調査では、「日本とスウェーデンで対照的な結果となり、両者の中間にフランスとドイツが位置する」という項目が多くみられた。そのため、フランスの数値が突出している項目や特異な傾向を示した項目は多くない。そこで、以下では、多くないこれらの項目（フランスの数値が突出している項目や特異な傾向を示した項目）に特に着目したうえで、日本とフランスの比較を中心に、項目によっては全4か国も視野に入れて考察を行う。また、本調査のテーマ（交際・結婚、出産、育児、ワーク・ライフ・バランス・社会的支援・生活意識）にかかるフランスの法制度についても適宜参照する。

1. 交際・結婚

(1) 交際 (Q1～Q2)

恋愛に関する考え (Q1) をみると、日本では「相手からアプローチがあれば考える」の多さが目を引き (40.4%)、恋愛に対する「待ち」の姿勢が窺われる。これに対し、フランスでは、この選択肢の割合は4か国で最も小さく (10.4%)、「いつも恋愛をしたい」もドイツに次いで高い数値にある (24.6%)。とはいえ、「気になる相手には自分から積極的にアプローチをする」の割合は、4か国で最も小さい (17.4%)。さらに、「恋愛することで人生が豊かになる」と考える人の割合も日本に次いで低く、「恋愛よりも勉強や仕事を優先したい」の割合は全調査国のなかで最も大きい。こうしたことからすれば、フランス人の恋愛に対する姿勢は二極化しているといえる。ただし、「結婚も同棲もしていない」の割合が4か国のなかで最も大きい (F3, 38.4%) ことが、恋愛観にかかる調査結果に影響を与えている可能性もある。

交際相手との出会いの機会 (Q2) について、フランスでは、「友人・知人」「職場の同僚・先輩・後輩」からの紹介の項目はいずれも4か国で最も小さい。そして、「特にない」の数値も突出している (32.8%)。他国と比べれば目立って高いわけではないが、他国でも高い数値となっている選択肢がフランスでも同様に高く（「サークル、資格取得等の学校」「合コンやパーティ」）、自分で出会いの機会をみつけないことだろう。なお、性別にみると、「インターネットサイトやSNS、マッチングアプリ」で男女差が大きい（男：29.0%、女：19.7%）。

(2) 結婚 (Q3～Q5)

結婚や同棲の必要性 (Q3) では、日本は、「結婚はした方がよい」と「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」で二極化しており、また、同棲に対する支持が低い。これに対して、フランスは分散傾向にある。そのなかで、スウェーデンと並んで結婚規範が弱く（「結婚は必ずするべきだ」と「結婚はした方がよい」の合計値は小さい）、他方で恋人の存在を重視していることがみてとれる（「結婚・同棲はしなくてもよいが、恋人はいた方がよい」が4か国のなかで突出して高い）。実際、「結婚している」の割合は、全調査国のなかで最も小さく、「結婚も同棲もしていない」の割合が全調査国のなかで最も大きい (F3, 38.4%)。他方で、最初に同棲を始めた年齢 (Q3a-2) をみると、「19歳以下」「20～24歳」の割合が全調査国のなかで最も大きく（人数で見ても最多）、平均年齢は最も低い。結婚を重

視していないが、同棲をする場合には若いうちから始めているということである。

結婚していない理由 (Q3b) をみると、1 番当てはまる理由として、日本では「適当な相手にまだ巡り会わないから」が上がるのに対し、フランスでは、「結婚する必要性を感じないから」の割合が、選択肢中、最も大きい (ヨーロッパ3か国で大きい、フランスが最高値)。また、「同棲のままで十分だから」の割合も、日本では極めて低い数値にとどまるのに対し、ヨーロッパ3か国では高い (フランスでは1番目、2番目に当てはまる理由のいずれでも、選択肢中2番目に大きい)。こうして、結婚していない理由を、日本は「出会いのなさ」に求め、ヨーロッパでは「必要性のなさ」に求めていることがわかる。さらに、フランスで目を引くのは、「一生、結婚するつもりはないから」が、1～3番目に当てはまる理由のいずれでも、他国と比べて高い数値となっており、ここでもまた結婚規範の弱さが窺える。

これは、婚姻以外の法的「結びつき」が整備されており、一定程度保護されていることによるものと考えられる。具体的には、フランスでは民事連帯契約 (PACS) という制度がある。

【民事連帯契約 (PACS)】

民事連帯契約 (PACS) は、「婚姻関係にない異性または同性の、近親関係にない成年者のカップル (2人一組) に対し、民事規約 (契約) に基づいて認められる法的身分規程」¹である (民法典 515-1 条以下)。フランスの公共サービスの公式情報サイトである《Service-Public.fr》の《Effets d'un Pacs》(PACS の効果) の項目²によれば、PACS を締結することにより、例えば、以下のような効果が生じる。①PACS 締結者は、共同で生活し、相互に金銭的・物的な援助 (家計, 家賃, 食費, 治療費等) をし、疾病時や失業時お互いに支えあうことを義務づけられる。また、②社会法上、出産や子供に関する家族手当について、婚姻と同様に受給できる。ただし、所得条件付の社会保障給付や所得により受給額が変動する社会保障給付における所得の算定において、PACS 締結者双方の所得が対象となる。③外国人がフランス人と PACS を締結した場合には、滞在許可証 (就労許可付のものを含む) が取得できる (ただし、フランス人との婚姻とは異なり、フランス国籍取得手続はない)。④住居上の権利については、PACS 締結者の1又は双方が賃借権名義人 (titulaires du bail) となることができ、賃貸契約をしていた PACS 締結者と離死別した場合、残された者が継承できる。⑤所得税制上、PACS 締結者は、婚姻者と同一の規則の適用を受ける³。⑥財産については、PACS 締結にあたり特約がない限り、別産制 (régime de la séparation des biens) をとる。そのため、PACS 締結者は、各自で PACS 締結前に所持していた財産、PACS 締結期間中に獲得した財産や所得 (賃金, 年金等) の所有権を有する⁴。

¹ 山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会, 2002年) 411頁。

² <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1026>

³ フランスの所得税は世帯単位で課税される。その際、①家族の人数によって定まる除数 (単身者 [独身, 離死別] で1, 既婚者または PACS 締結者で2, 養育する子が2人までは各0.5, 3人目以降は1人増えるごと1追加) で、②世帯の課税所得総額を割った額に応じて、③適用される所得税率が定まる (家族係数制度)。その後、④その税率を適用して得られた額に除数を乗じたものが所得税額となる (N分N乗方式)。こうして、婚姻の有無や子の数が所得税額に影響し、そこから生じる負担軽減は、所得税が累進税のため高所得層ほど大きくなる。ただし、⑤子の数によって上乘せされた除数については、税控除額に上限が設定されている (柴田洋二郎「フランスにおける「就労と子の養育」に関する社会保障給付一休業制度や財源・税制にも着目して」『社会保障研究』5巻1号 (2020年) 61頁以下)。

⁴ 他方で、PACS は、その解消から生じる効果において婚姻と大きく異なる。すなわち、常に裁判所の関与を伴う婚姻の解消 (離婚) と比べて PACS の解消はずっと簡潔で、補償給付も生じさせない。さらに、PACS 締結パートナーが死亡した際に、生存パートナーに相続権が発生するわけでもない (遺言書が必要となる) (柴田洋二郎「フランスにおける遺族年金の概要と理念」『社会保障法』32号 (2017年) 154頁脚注7)。

PACS が創設された 1999 年から時系列的にみると、法的「結びつき」（婚姻+PACS）の件数はおおむね増加傾向にあるなかで、婚姻件数は減少しつつあり、PACS の件数および法的「結びつき」に占める PACS の割合のいずれも増加してきていることがみてとれる（表 2-1）。

表 2-1 婚姻および PACS の件数と、PACS の占める割合

	婚姻			PACS			婚姻+PACS	婚姻+PACS に占める PACS の割合
	計	異性婚	同性婚	計	異性間	同性間		
2018	234,735	228,349	6,386	208,871	200,282	8,589	443,606	47.1%
2017	233,915	226,671	7,244	195,633	188,233	7,400	429,548	45.5%
2016	232,725	225,612	7,113	191,537	184,425	7,112	424,262	45.1%
2015	236,316	228,565	7,751	188,947	181,930	7,017	425,263	44.4%
2014	241,292	230,770	10,522	173,731	167,469	6,262	415,023	41.9%
2013	238,592	231,225	7,367	168,692	162,609	6,083	407,284	41.4%
2012	245,930	245,930	—	160,690	153,715	6,975	406,620	39.5%
2011	236,826	236,826	—	152,213	144,714	7,499	389,039	39.1%
2010	251,654	251,654	—	205,550	196,405	9,145	457,204	45.0%
2009	251,478	251,478	—	174,629	166,192	8,437	426,107	41.0%
2008	265,404	265,404	—	145,960	137,766	8,194	411,364	35.5%
2007	273,669	273,669	—	101,978	95,772	6,206	375,647	27.1%
2006	273,914	273,914	—	77,347	72,276	5,071	351,261	22.0%
2005	283,036	283,036	—	60,462	55,597	4,865	343,498	17.6%
2004	278,439	278,439	—	40,080	35,057	5,023	318,519	12.6%
2003	282,756	282,756	—	31,570	27,276	4,294	314,326	10.0%
2002	286,169	286,169	—	25,305	21,683	3,622	311,474	8.1%
2001	295,720	295,720	—	19,629	16,306	3,323	315,349	6.2%
2000	305,234	305,234	—	22,271	16,859	5,412	327,505	6.8%
1999	293,544	293,544	—	6,151	3,551	2,600	299,695	2.1%

注：PACS は 1999 年 11 月 15 日の法律で、同性婚は 2013 年 5 月 17 日の法律で設けられたため、それ以前の数値はない。
出典：フランスの国立統計経済研究所（INSEE）HP 内のデータ（<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381498>）を参照して筆者作成。

結婚生活に不安を感じる事（Q4）では、日本が、経済的な負担が最大の不安となっている（「結婚生活にかかるお金」）。加えて、（夫婦 2 人よりも）親族に関する事（「お互いの親の介護」「お互いの親族との付き合い」）が高い数値となっており、また、ヨーロッパ 3 か国と比べると子供に関する事（「子供の育て方」「子供の教育」）の数値も高い。ただし、親族に関する事は男女差が大きい。上記 2 つの選択肢については、女性の方が 15 ポイント近く大きくなっている（不安に感じている）。これに対し、フランスを含むヨーロッパ 3 か国では、夫婦 2 人に関わる事（「二人の相性」「二人の間で起こる問題の解決」）の数値が高く、親族に関する事や、子供に関する事の数値は、日本と比べてかなり低い。また、フランスに関していえば、回答の男女差は大きくない。なお、フランスでは、「雇用が安定していない」の数値が 4 か国のなかで最も高い。実際、4 か国の近年の失業率の動向をみると（表 2-2）、ド

ドイツがこの10年ほどで大きく失業率を下げているのに対し、フランスは高止まりしており、2009年以降4か国のなかで最も高い状態が続いている。

表2-2 失業率の国際比較 (%)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
ス	7.6	7.0	6.1	6.2	8.3	8.6	7.8	8.0	8.0	7.9	7.4	7.0	6.7	6.3
ド	11.3	10.3	8.5	7.4	7.6	7.0	5.8	5.4	5.2	5.0	4.6	4.1	3.8	3.4
日	4.4	4.1	3.8	4.0	5.1	5.1	4.6	4.4	4.0	3.6	3.4	3.1	2.8	2.4
フ	8.9	8.8	8.0	7.4	9.1	9.3	9.2	9.8	10.3	10.3	10.4	10.0	9.4	9.0

出典：OECD Data, Unemployment rate (<https://data.oecd.org/unemp/unemployment-rate.htm>) を参照して筆者作成。

自分の子供に伝えたいこと(Q5)は、国ごとの差が大きい。日仏で比較すると、フランスでは「成人したら早く親元から自立する方がよい」をあげる人が最も多く(51.3%)、日本でこの項目をあげた人の割合(24.6%)の倍以上となっている。フランス人の自立・個人を重視する姿勢が窺える。日本で最も多くの人があげたのは「将来を考えてお金を管理することは大切だ」(69.0%)で、フランスでも2番目に多くの人があげているが(43.8%)、全調査国のなかでは最も低い。同様に、日本で2番目に多くの人があげた「男性は家事や育児に積極的に参加すべきである」(49.2%)も、フランスは全調査国のなかで最も低い(24.7%)。この項目は男女差が大きく、フランスでは女性のポイント(33.1%)は、男性(16.0%)の倍以上となっているが、それでも日本の男性(35.2%)よりも低い(なお、日本女性は61.7%)。

2. 出産(Q7~Q12)

4か国の出生率の推移を大まかに比較すれば、程度の差はあれ4か国とも1970年代くらいから出生率が低下した後、日本は2000年代半ば以降、フランスとドイツは1990年代後半から、スウェーデンは1980年代半ばに改善した(スウェーデンは、1990年代に再び低下した後、2000年代はじめから再度改善)。ただし、フランスは、2010年頃から再び低下傾向にある。なお、2018年における4か国の合計特殊出生率は、フランスで1.88と最も高く、日本は1.42で最も低い(ドイツは1.57、スウェーデンは1.75)⁵。

そのうえで、調査結果をみると、希望する子供の数(Q7)について、合計特殊出生率とは裏腹に、子供をもつことへの意欲は日本が最も高く(平均2.06人)、フランスが最も低い(平均1.74人)⁶。4か国とも、最も多いのは「2人」だが、次に多いのが、日本では「3人」なのに対し、フランスは「0人」となっているのが特徴的である。婚姻状況別にみれば、「配偶者あり」で高く、「結婚・同棲経験なし」で低いことが日仏で共通する。ただし、日本では「離婚または死別した」者の希望する子供の数が多い点、フランスでは「結婚・同棲経験なし」のなかでも男性の希望する子供の数が少ない点に特徴がある。

希望よりも子供が少ない場合に、今より子供を増やしたいか(Q8)では、日本は、4か国中「希望する子供数になるまで子供を増やしたい」が最も低く、「今よりも子供は増やさない、又は、増やせない」が高い。両項目ともヨーロッパ3か国とはポイントに大きな隔たりがあり、日本では、子供の数につい

⁵ 以上は、内閣府『令和2年版 少子化社会対策白書』6頁

(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2020/r02pdfhonpen/pdf/s1-2.pdf>)。

⁶ ただし、実際の子供の人数(Q7a)も、日本では平均1.09人、フランスでは平均0.98人となっており、合計特殊出生率の大小とは異なっていることに注意が必要である。

て希望を実現しない・できないと考えている人が多いということになる。ただし、ヨーロッパ3か国のなかではフランスは日本に最も近い。「今よりも子供は増やすが、希望する子供数になるまでは増やさない、又は、増やせない」よりも「今よりも子供は増やさない、又は、増やせない」の方が高いのも日仏だけである。年代別にみると、「希望する子供数になるまで子供を増やしたい」は、両国とも20・30代では高いが、40代で急減し、代わって「今よりも子供は増やさない、又は、増やせない」が急増する（特に女性に顕著）。

希望する数まで増やさない・増やせない理由（Q9）は、経済的不安（「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」）をあげる割合で、日本が全調査国を圧倒しているが、フランスでも高い。他方で、フランスでは「保育サービスが整っていないから」は非常に低く、保育サービスが整備されていることが窺える。

【保育サービス】

フランスでは、1990年代以降、家族の選択を重視し、多様な保育方法が整備され、保育方法にかかわらず社会保障制度からの支援が受けられるようにしてきた。まず、保育サービスのタイプ⁷について、施設保育と在宅保育にわけて説明する。施設保育として、①保育学校（2～6歳未満の低年齢児教育を行う）は、義務教育ではないが、1881年から公立保育学校は無償である。3歳以上の子供はほぼ全て通学しているため、フランスでは、實際上3歳以上の保育の問題はほぼ生じない。また、保育学校とは別に、②保育所があり、運営主体別に、④自治体等の公的機関が運営する地域保育所、⑤従業員のために就業場所に設けられ、企業や官庁等が運営する職域保育所、⑥保護者が組織する民間の非営利組織（association）によって運営される親保育所がある。なお、③幼稚園は、保育学校の代わりとしての役目を果たし、日中3～6歳の子供を恒常的に受け入れる。次に、在宅保育として、まず、④公認保育ママがある。これは、県の母子保護機関によって認定された保育ママが、保育ママの自宅等で子供を保育するサービスである⁸。⑤保護者は、公認保育ママと直接契約を交わし、子供を保育ママに預けて保育を受ける（公認保育ママの自宅での保育と、少人数の公認保育ママによる共同保育がある）。また、⑥市町村または民間団体の運営する「家庭保育所」に雇用される公認保育ママもいる。そして、⑦子供の自宅に行き保育を行うベビーシッターがある。

次に、保育サービスにかかる費用の支援⁹について、在宅保育を利用する親のために、保育方法自由選択補足手当（CMG）がある。6歳未満の子供がいる親が就労を短縮または継続するときに、保育者（公認保育ママまたはベビーシッター）を雇用する場合に支給され（所得条件はない）、保育者の雇用にかかる社会保険料の全額または一部と、報酬の一部を負担する手当である。ただし、支給額は受給世帯の所得や子供の年齢（3歳未満か、3～6歳か）に応じて異なる。在宅保育は施設保育（保育所等）と比べて費用がかかるため、低中所得層には利用が難しかったが、CMGにより低中所得層も在宅保育を利用できるようになってきている。また、子供の保育にかかる費用について、以下の2つの所得税軽減措置も設けられている。①6歳未満の子供がいる親が、家庭外保育（公認保育ママまたは保

⁷ 以下では、泉真樹子ほか「フランスの家族政策—人口減少と家族の尊重・両立支援・選択の自由—」調査と情報941号（2017年）5頁、神尾真知子「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由—」海外社会保障研究160号（2007年）44頁以下を参照した。

⁸ 認定を受けるにあたり、専門的な職業資格は必要ないが、120時間の研修（子供の受入前60時間、受入後2年以内に60時間）が義務づけられている（泉ほか・前掲注7論文5頁）。

⁹ 以下では、柴田・前掲注3論文54頁以下および62頁を参照した。

育所等の保育施設)を利用する場合、子供1人につき年額2,300ユーロを上限として、利用費の50%まで給付付き税額控除を受けることができる。②家族の自宅で18歳未満の子供を保育する者(ベビーシッター等)を雇用する場合、年額12,000ユーロを上限(この上限は、保育する子供1人につき1,500ユーロ増額される)として、その者の雇用にかかる費用(社会保障負担も含む)について50%まで給付付き税額控除を受けることができる。

子供をもつことへの考え(Q10)では、割合の高い項目・低い項目のいずれも、4か国で概ね共通する傾向がみられる。ただし、ここでも日本は「経済的な負担が増える」という経済的な観点が突出して高く(24.6%)、4か国で最も低いフランス(11.9%)の倍以上のポイントとなっている。日仏とも、ネガティブな考え(自由時間の制約、経済的負担、身体的・精神的負担)は、「結婚・同棲経験なし」で割合が高くなり、特にフランスでその傾向が顕著である。

不妊治療の受けやすさ(Q11)について、日本のみ「そう思わない」が「そう思う」を(大きく)上回っている。これに対し、フランスは「そう思う」の値が最も大きく、両国は対照をなす。このように、フランスでは不妊治療が受けやすいと考えられているため、以下でフランスの不妊治療制度を説明する。

【不妊治療制度】

フランスにおいて、不妊治療は、生殖補助医療(公衆衛生法典上はAMP [assistance médicale à la procréation], 民法典上はPMA [procréation médicalement assistée] とされることが多い)の枠組みで行われる。生殖補助医療を受ける要件について、公衆衛生法典L.2141-2条は、まず、不妊症という病気であると医学的に診断を受けたものでなければならないとする(この点で、フランスでは、不妊は疾病と認識されていることがわかる)。そのうえで、①生存する男女のカップル(法律婚、PACS、内縁)¹⁰であり、②出産年齢にあり、③事前に胚移植または受精に同意していることを求める。①により、同性のカップルや独身者は、生殖補助医療を受けることができない¹¹。また、カップルの一方の死亡、離婚または別居の申請書の提出、共同生活の停止の場合にも、生殖補助医療を受けることができない。②について、法令は「出産年齢」の定義を置いていない。しかし、全国医療保険金庫連合(UNCAM:医療保険の主たる保険者を統轄する連合組織)の決定により、生殖補助医療にかかる費用に対する医療保険による保障(次の段落参照)を受けるには、治療開始時点で母親が43歳未満でなければならないとされている¹²。③により、男女のいずれかが、生殖補助医療を行う医師に対して、書面により同意を撤回した場合、生殖補助医療は受けられない。

生殖補助医療にかかる費用について、《Service-Public.fr》の《Procréation médicalement assistée (PMA)》の項目¹³によれば、医療保険金庫(医療保険の保険者)の事前の承諾がある場合、①人工授精(フランスでは、1回あたり900~1,500ユーロ)6回まで、②体外受精(フランスでは、

¹⁰ 以前は、法律婚以外のカップル(PACS および内縁)についてのみ、生殖補助医療を受ける要件として2年間の共同生活が求められていたが、この要件は2011年に撤廃された。

¹¹ 現在、生殖補助医療の適用対象を、女性同士のカップルや独身女性を含むすべての女性に拡大する改正法案が審議されている。

¹² 生命倫理分野全般に関わる権限を有する行政機関である生物医学機構(Agence de la Biomédecine: ABM)の報告書《L'âge de procréer》(出産年齢)(2017年6月、https://www.agence-biomedecine.fr/IMG/pdf/2017-co-18_age_de_procre_er_version_finale_14_juin_2017.pdf)では、出産年齢を明示すべきことを提案している(p.7 et pp.20 et s.)。なお、Versailles行政控訴院(原則として、行政裁判の控訴を管轄する裁判所)は、2018年3月5日の判決(Arrêts n° 17VE00824 et n° 17VE00826)で、男性の出産年齢について「おおよそ59歳」とであると判決している。

¹³ <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F31462>

1回あたり3,000～4,100ユーロ) 4回までという条件で、医療保険により全額保障される¹⁴。

近年では、出生児のおよそ3%が生殖補助医療により生まれた子供であり、2018年では3.3% (全出生児758,590人のうち、25,120人) となっている¹⁵。

受けやすい環境だと思わない理由(Q11SQ)の割合の高い項目・低い項目は、4か国で概ね共通するが、治療費の負担や仕事への影響をあげる割合の高さで日本は突出している。フランスでは、「不妊治療を実施している医療機関が周囲にないから」「不妊治療に関する情報が少ないから」「不妊治療の効果が小さいから」の項目が全調査国で最も大きい。ただし、Q11SQは、Q11で「不妊治療を受けやすい環境だと思わない」と回答した人だけが答えているため、そもそも日本以外の3か国では回答者数が非常に少ない点には注意する必要がある。

子供を持つことと人生設計(Q12)について、いずれの国も「考えたことがある」が過半数だが、日本が最小で、次いでフランスとなっており、ドイツ、スウェーデンと大きな隔りがある。

3. 育児(Q13～Q25)

子育てに楽しさを感じるか、つらさを感じるか(Q13)をみると、4か国とも「楽しさを感じる時の方が多い」が圧倒的に多いが、そのなかでは日本が最小である。また、子育てをして良かったこと(Q14)については、他国と比べてフランスの数値が低い項目が目立ち、逆に「良いと思うことは特にない」の数値は全対象国で最も大きい。これらQ13・Q14について、子供の有無でみると、4か国で共通して子供のいる方が肯定的な回答が高い。つまり、「子なし」だと、子育ての楽しさの割合が下がり、つらさの割合が上がり、また、「子育てをしていて、良かったと思うことがある(計)」の数値も低くなる。

子育てにおける負担(Q15)は、日仏とも「結婚・同棲経験なし」や「子なし」という属性で、身体的・精神的・経済的負担をあげる割合が高い。項目をみると、お金の問題(「子育てに出費がかさむ」)が日仏両国では最も大きく、日本ではさらに時間の問題(「自分の自由な時間が持てない」)の多さと「夫婦で楽しむ時間がない」の少なさも目を引く。これに対し、ドイツ、スウェーデンでは「子育てによる身体の疲れが大きい」が最も大きい。4か国の比較では、フランスが突出して少ない。それ以外の項目でも、他国と比べてフランスの数値が低いものが目立ち、逆に「負担に思うことは特にない」の数値は4か国で突出して大きい。

子育てにかかる性別役割分業観(Q16)は、ヨーロッパ3か国では他の項目に大きな差をつけて「妻も夫も同じように行う」が最も大きいのにに対し、日本のみ「主に妻が行うが、夫も手伝う」が最も大きい。ただし、フランスは、ヨーロッパ3か国のなかでは「妻も夫も同じように行う」は最も小さく、「もっぱら妻が行う」の数値は4か国で最大となっている。フランスにおける「もっぱら妻が行う」については、この項目の男女差が大きい。無職・女性で、「もっぱら妻が行う」の数値が高いというわけではない。「妻も夫も同じように行う」をみると、まず年代別では、日仏とも20代が協同志向、40代が分業志向といえるが、フランスの男性は年代ごとの差は小さい。次に学歴別では、概ね学歴が上がるとともに協同志向が強まるといえ、特に女性でその傾向が強い。しかし、「妻も夫も同じように行う」と答えるフラ

¹⁴ これらの条件を満たさない場合でも、医療保険の適用を受けずに(有料で)不妊治療を受けることは可能である。

¹⁵ 公的医療保険の公式サイトである《 ameli 》の《 L'assistance médicale à la procréation (AMP) ou procréation médicalement assistée (PMA) 》の項目参照 (<https://www.ameli.fr/assure/sante/themes/sterilite-pma-infertilite/assistance-medecale-la-procreation-amp-ou-pma>)。

ンスの女性・大学以上は、3/4 以上 (75.2%) いるのに対し、日本の女性・大学以上では半分に満たない (49.2%)。

なお、性別役割分業観は、Q25 からより直接的に窺えるが、4 か国とも「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「反対 (計)」が過半数となっている。しかし、「賛成 (計)」との差は日本が最も小さく、また、日本だけ「どちらかといえば賛成」が最も高い項目となっている (ヨーロッパ3 か国は「反対」が最も高い)。年代別では、日仏とも反対は 20 代が多く、賛成は 40 代が多い。学歴別では、学歴が上がるとともに反対が増え、賛成が減る。しかし、「反対」と答えるフランスの女性・大学以上は、2/3 近く (66.4%) いるのに対し、日本の女性・大学以上では 30% に満たない。

子供がいる回答者にしぼって育児への父親の関与の仕方 (Q17 (1)) をみると、日本では「回答計」がヨーロッパ3 か国と比べて突出して低く、それぞれの項目でみても突出して数値の低いものが多い。また、フランスだけが「回答計」で男性が女性を上回っている (男: 589.6, 女: 544.4。男性が行いたい項目が、女性が男性に行ってほしい項目より多い)。では、実際の父親の関与 (Q17 (2)) はどうかというと、日本でのみ、「行いたい/行ってほしいこと」よりも「行っている (行っていた)」の方が数値の大きい項目がみられる («その他」「行ってほしいことはない」を除く)。つまり、育児にかかる希望と現実について、ヨーロッパ3 か国では子育てに関わりたいと思っているが、思ったほどには関わる事ができていないのに対し、日本男性は関わりたいと思っている以上に、現実に子育てに関わっているということになる。

子供の世話をするのは (Q18 (1)), 4 か国とも「自分自身」「配偶者 (パートナーを含む)」が多く、性別では、「自分自身」は女性が、「配偶者 (パートナーを含む)」は男性が多いことも 4 か国で共通するから、結局女性 (母親) が子供の世話をしているということである。ただし、性別による差は日本が突出して大きい。外部施設について、フランスでは、保育所が突出して少ないのに対し、「保育ママ・ベビーシッター」は突出して多く、「幼稚園」も全対象国で最も大きい (フランスの保育サービスについては前述参照)。同時に、フランスは、「子供の親 (自身・配偶者) のみ (計)」「子供の親・親族のみ (計)」も全対象国で最も大きく、外部施設の利用は二極化しているようだが、年収が大きくなるほど外部施設の利用が増加するかということと必ずしもそうではない。

子育てをサポートするネットワーク (Q18 (2)) は、全対象国で「配偶者」「自分の親又は配偶者の親」といった身近な家族の数値が高い (さらに、ドイツ以外は「自分の親又は配偶者の親」の方が「配偶者」よりも高い) が、そのなかでは日本の「配偶者」の数値はかなり低い。また、日本では「近所の人」や「友人」といった親族以外の人間に頼ることも少ない。フランスは、ここでも保育所の数値が («近所の人」や「友人」よりも) 低い。

出産・育児に関する男性の休暇の取得意向 (Q19) について、日本女性は、「取ってもらいたかった」が少なく、女性自身が父親の子育て関与に消極的な姿勢が窺える (年代が上になるほど、その傾向が強い)。男性が取りたかった/男性に取ってもらいたかった休暇の期間 (Q19SQ 1) は、日本は 3 か月未満までの 3 項目に回答が分散しているのに対し、フランスは 1 か月未満の 2 項目で回答の 8 割近くに達する。

出産・育児に関する男性の休暇の取得の実態 (Q19SQ 2) をみると、日本が圧倒的に低い (17.9%)。ヨーロッパ3 か国ではフランスが最も低いが、それでも 58.6% である。男性が取得した休暇期間 (Q19SQ3) も、日本では「2 週間未満」が圧倒的多数 (82.3%) で、フランスは 1 か月未満の 2 項目で回答の 9 割

を超え、ドイツやスウェーデンと比べて短期間であることがわかる。

男性が休暇を取得しなかった理由（Q19SQ4）をみると、日本では、業務繁忙（39.4%）、休暇制度の不存在（37.4%）、減収の懸念（26.2%）がトップ3を占める。フランスでは、減収の懸念（9.6%）は小さい（全対象国でも最も小さい）ことと対照的である（フランスにおける出産・育児関連休暇中の所得保障については後述参照）。フランスでは、さらに、上司・同僚の無理解、キャリアへの影響といった項目も低く、業務自体を除けば仕事に起因する理由が休暇の不取得に及ぼす影響は小さいといえる。では、どうすれば男性が休暇を取得できるか（Q19SQ5）。日本で1番多い項目である減収の懸念がない（50.1%）は、フランスでも3番目に多い項目だが、それでも数値は全対象国で突出して小さい（21.8%）。また、日本で2番目に多い上司・同僚の理解がある（42.8%）、3番目に多い法的強制力のある仕組みの存在（41.6%）も、フランスの数値は全対象国で突出して小さい（それぞれ、9.6%と3.0%）。

なお、フランスにおける出産・育児に関連する休暇制度や休暇期間中の所得保障は以下のようである。

【出産・育児に関連する休暇制度および当該休暇期間中の所得保障】¹⁶

（1）出産休暇（congé de maternité）

女性被用者は、産前6週間、産後10週間（第3子以降は産前8週間、産後18週間）の出産休暇を取得できる。また、双子は産前12週間、産後22週間、三つ子以上になると産前24週間、産後22週間になる。出産休暇中は労働契約が停止（suspension）¹⁷する。

使用者は休暇中の賃金支払義務を負わないが、医療保険の一部である出産保険¹⁸から基礎報酬日額が全額補償される（ただし、上限額がある）。

（2）父親および子供の受入¹⁹休暇（congé de paternité et d'accueil de l'enfant）

家庭の事情休暇（congés pour événements familiaux）の1つとして、出産時に父親に3日間の追加の有給休暇が認められている。父親および子供の受入休暇は、この3日間とあわせて取得でき、出産から4か月以内に、最長で土日含む連続11日間（多胎出産の場合は18日間）となっている²⁰。休暇を取得できる父親は、被用者（非正規労働者も含まれる）だけでなく、公務員、自営業者、使用者等すべての就労者である。当該休暇中は労働契約が停止する。

休暇期間中の賃金は保障されないが、被用者の場合、出産保険から基礎賃金日額全額が補償される（ただし、上限額がある）²¹。

（3）育児休業（養育親休暇：congé parental d'éducation）

企業規模を問わず、出産時に当該企業で1年以上勤続していることを条件として、被用者は子供の

¹⁶ 以下では、柴田・前掲注3論文55頁以下および58頁以下を参照した。

¹⁷ 「労働契約の停止」とは、労使いずれかの事情により労働契約の履行が短期的に不可能となった場合に、当該履行不能の期間中労働契約を終了させることなく、事情の消滅まで契約関係を維持させる措置をいう（山口編・前掲注1書582頁）。

¹⁸ 出産保険は、妊娠・出産に関わる休暇の補償手当のほか、産前産後に義務づけられている複数回の医療検診や出産関連の診療費の全額補償等を内容とする。

¹⁹ 「子供の受入」という言葉は、子供の父親だけでなく、子供の母親とPACSを締結している者や、子供の母親と夫婦としての生活を営んでいる者（つまり、子供を受け入れる者）等も休暇を取得できることを指している。

²⁰ 現在、父親および子供の受入休暇の最長期間を25日間に延長することと、最初の4日間について取得を義務づけることを内容とする法案が審議されている。この法案が採択されれば、出産後3日についての家庭の事情休暇と併せて、産後の1週間は男性に休暇を義務づけることになる。

²¹ 補償は職業により異なる。例えば、公務員は上限なく全額が補償され、医療従事者は定額補償（2021年で日額56.35ユーロ）である。

3歳の誕生日まで（最長1年だが2回延長可）就労を中断または短縮（週16時間以上の勤務が必要）することができる²²。使用者は、被用者からの育児休業の申出を拒否できないが、休業中の賃金支払義務はない。また、育児休業中は労働契約が停止する。さらに、復職時に、被用者は従前の雇用または同等以上の報酬を伴う類似の雇用に復職でき、技術や労働方法の変化があった場合には職業訓練を受講する権利を有する。

育児のために完全に仕事を休むまたは時短勤務をする場合、家族手当の一環として、育児分担給付（PreParE）が支給される（ただし、以下で述べるように、PreParEと育児休業の要件は完全に対応しているわけではなく、別建ての制度である）。支給要件は、①3歳未満の子供が1人以上いること、②育児のために完全に仕事を休むまたは時短勤務をすること（無償の職業訓練を受講する場合も要件を満たす）、③出産前の一定期間における老齢保険への通算加入期間²³である（第1子の受給には出産前2年のすべての四半期で老齢保険への加入が求められ、第2子は出産前の4年中老齢保険に8・四半期の加入、第3子は出産前の5年中老齢保険に8・四半期の加入が求められる）。被用者には所得条件はない（自営業者にはある）。支給額は、労働時間の減少の程度に応じた3段階（完全に仕事を休む、法定労働時間の50%以下のパートタイム労働、法定労働時間の50～80%のパートタイム労働）の定額である。このように、短時間勤務でも（減額のうえ）受給できることから、（短時間勤務の賃金とあわせて）所得の喪失を小さくでき、かつ、仕事から長期間離れることや完全に離れることがないため、男性労働者も受給しやすい（実際、男性の受給者の7割程度は、短時間勤務により受給している）。PreParEは、2014年10月1日以降の出生児から、従前の手当に代わって適用されている比較的新しい手当だが、その特徴は支給期間にある。すなわち、第1子は1歳の誕生日までの最長6か月、第2子以降は末子の3歳の誕生日までの最長24か月となっている（ひとり親家庭を除く）。両親が、順次または一部重複して就労を中断または短縮して養育に関与するときに、子供が3歳（第1子の場合は1歳）になるまで受給できる仕組みにして、父親の育児参加とともに、母親の早期復職を促進することを意図しているのである（ただし、意図に反して、父親の育児参加の増加には結びついていない）。また、3児以上をもつ労働者が、支給期間を子供の1歳の誕生日までに短縮して復職する場合、PreParEと比べて支給額が6割強増額される増額育児分担給付（PreParE majorée）を選択することができる（支給期間は子供の1歳の誕生日までの最長8か月）。これには、①労働市場からの長期の離脱を防ぎ、早期の復職を促すこと、②高所得労働者が短期間でも育児休業を取得できるようにすること、という2つの目的がある²⁴。

子育てのための民間サービス（ベビーシッター等）の利用（Q20）について、日仏両国は対照をなす。すなわち、日本は「抵抗感がある（計）」と感じているのが全対象国で唯一過半数（62.2%）であるのに対し、フランスは「抵抗感がない（計）」と感じているのが3/4以上（75.2%）で、4か国で最大となっている（なお、「抵抗感が全くない」だけで50.0%。また、年収が大きくなるほど、週労働時間が長くなるほど、抵抗感がなくなる傾向がみられる）。こうした感情は、サービスの実際の利用（Q21）に反映されており、日本では4.4%にすぎないのに対し、ヨーロッパ3か国では「利用したことがある」のは

²² 子供が病気、事故、重大な障害の場合、育児休業や短時間勤務の期間は最長で1年延長されることがある。

²³ フランスは、我が国と異なり皆年金制度ではないため、無職者や専業主婦が加入する公的年金制度はない。したがって、この老齢保険への通算加入期間の要件は、実質的には出産前の一定期間における通算就労期間の要件といえる。

²⁴ M. TABAROT et C. LÉPINE, *Le développement de l'offre d'accueil de la petite enfance*, rapport au Premier ministre, 2008, p. 24 et p. 105.

40%前後にのぼり、フランスが41.2%で最高値である(フランスの保育サービスについては前述参照)。

育児に関する悩みがあるときの相談相手、いわば精神面でのサポート(Q22)は、身体面のサポート(世話)(Q18(2))と異なり、日仏とも「友人」に頼ることが大きく増える。また、日本では配偶者に相談することも大きく増えている。さらに、日本の20代・女性は「インターネットの掲示板、ブログ、SNS、ツイッターなど」を利用する割合が他国と比べて高い(39.3%)。

子育てにかかる経済的負担(Q23)について、日本では、教育・保育関連費用の負担が大きいと感じられており、とりわけ学校以外の教育費の高さ(所得階層別では、年収500万円以上から負担感が高まる)が特徴的であるのに対し、フランスでは、保育費はともかく、教育費の負担感は小さい。この点、フランスでは、家族手当の一環として新学年手当(ARS)がある。この手当により、低所得層における教育費の負担感が抑えられていると考えられる。

【新学年手当(ARS)】

9月の新学年開始時に学用品等の購入費用を補填するための手当で、6~18歳で就学機関に登録されている子供を扶養する世帯に対し、所得条件付(子供の数に応じて異なる)で年1回支給される。支給額は、子供の年齢により3段階(6~10歳、11~14歳、15~18歳)に分かれ、定額である。この3段階は、学制の課程年数に対応して定められているわけではなく、手当の申請や支給管理にかかる技術的な理由による²⁵。

子育てで利用したい/したかった制度(Q24(1))をみると、4か国とも女性の方が男性よりも多くの項目をあげている。そのなかで、フランスは男女ともあげる項目が最も少なく、特に働き方に関わる「短時間勤務制度」や「テレワーク・在宅勤務」は突出して少ない(性別では、男性で少ない)。では、実際に利用した制度(Q24(2))はどうかというと、日本であげる項目が最も少なく、希望と現実のギャップが大きいということになる(日本の「特にない」を除いた項目の合計:希望288.8→現実160.8)。産休・育休は希望の半分も利用しておらず(希望49.2%→現実23.4%)、「短時間勤務制度」「テレワーク・在宅勤務」「子供の看護のための休暇制度」の実際の利用は10%に満たない(希望は、いずれも30~45%)。これに対して、フランスでは希望と現実のギャップが小さく(「特にない」を除いた項目の合計:希望234.6→現実206.2)、産休・育休は希望したよりも実際に利用した方が多い(42.4%→50.4%)。フランスの「保育ママ・ベビーシッター」の利用の高さ(32.0%)も特徴的である(フランスの保育サービスについては前述参照)。なお、「出産・育児に関する休暇制度」はドイツ以外の3か国で、「短時間勤務制度」は全4か国で、男女差が大きい(女性の利用が多い)。

4. ワーク・ライフ・バランス・社会的支援・生活意識

(1) ワーク・ライフ・バランス(Q26~Q30)

育児と仕事の関係について、理想(Q26)は、4か国とも「子供は持つが、子供の成長に応じて働き方を変えていく」が最も大きい。そのなかではフランスの数値が最も小さい(42.0%)。また、フランスは、子供を持たないで働き続ける選択肢が4か国で最も大きい(10.9%+6.9%)。性別では、日本は、子供を持ったときの働き方(「子供の成長に関係なく働き続ける」「子供の成長に応じて働き方を変えて

²⁵ そのため、新学年手当(ARS)は、初等教育では高額にすぎ、高校では低額すぎるとの批判がある。以上を含めて、新学年手当(ARS)については、M. BORGETTO et R. LAFORE, *Droit de la sécurité sociale*, Dalloz, 19^e édition, 2019, p. 788 参照。

いく」「いったん退職するが、子供の手が離れたら働く」)について、ヨーロッパ3か国と比べて男女差が大きい。現実(Q27)は、子供がいる場合に限ってみると、スウェーデン以外の3か国では「子供の成長に関係なく継続して働いている」、スウェーデンでは「子供の成長に応じて働き方を変えている」が最多となっている。ただし、「子供がおり、子供の成長に関係なく継続して働いている」と「子供がおり、子供の成長に応じて働き方を変えている」の2項目は男女差が大きく、前者は男性(スウェーデンを除く)、後者は女性が大きい。

Q28SQ・a)をみると、フランスでは、仕事の疲労感で家事・育児ができなくなっていると感じている者は少ない。逆に、日本とスウェーデンで多いが、日本では男女差が大きい点が特徴である(「そう思う(計)」で、男性:38.9%、女性:49.6%)。Q28SQ・b)でも、長時間労働で家事・育児が果たせなくなっていると感じているフランス人は少ない(ただし、無回答も多い)。また、週労働時間では、60時間以上になると、果たすのが難しいと感じる割合が増えるが、フランスだけは60時間以上でむしろ数値が減少する。Q28SQ・c)も、やはり、家事・育児で仕事に集中できなくなっているフランス人は少ない(ただし、ここでも無回答が多い)。そして、フランスでは60時間以上で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人がいない。以上からすると、フランスは、家事・育児と仕事が相互に支障になっていると感じている人が少ないことがわかる。

Q29からは、フランスで仕事にかかる心配が大きいことがわかる。失職や仕事が見つからない心配が「ある(計)」とする割合は、「正規雇用者」でも45.9%、「非正規雇用者」では77.1%にのぼる。たしかに、結婚生活での不安(Q4)でも、フランスは、「雇用が安定していない」の数値が4か国のなかで最も高かった(失業率の国際比較とあわせて前述1参照)。フランスにおける近年の解雇法制の改革は、解雇手続と効果(特に、賠償金額)を明確にすることで、解雇の予測可能性を高めようとしている点に特徴があり、これにより、特に労働組合(フランスでは企業外で組織される)は安易な解雇を誘発することを危惧している²⁶。こうしたことが、仕事に対する不安につながっているとも考えられる。

【解雇規制】

フランスにおける解雇は、人的理由による解雇(懲戒解雇および被用者の職務遂行能力の欠如を理由とする解雇)と経済的理由による解雇(日本の整理解雇に相当する)の2つに区別され、いずれも正当に解雇を行うためには実体的要件と手続的要件の双方を満たす必要がある。

(1) 人的理由による解雇

まず、実体的要件として、解雇には、「真実かつ重大な理由」(cause réelle et sérieuse)が必要である。解雇の「真実」性は、①理由の存在(使用者が捏造した事実ではない)。②真の理由(使用者がある理由を隠すために別の理由を用いてはならない)。③理由の客観性(使用者の主観や感情に基づくものではなく、立証可能でなければならない)の3点を満たすものでなければならない。そして、「重大」性として、解雇とするに相当な理由の重大性が求められる。これは、企業にとって労働の継続を不可能とし解雇を必要とするかどうかという観点から判断される。

次に、手続的要件は、①事前面談、②解雇通知、③解雇補償がある。具体的には、①解雇の決定に先立ち、使用者は呼出通知を送付したうえで被用者と事前面談を行わなければならない。②解雇は受領証明付書留郵便で通知されなければならない、この解雇通知には解雇理由を告示しなければならない

²⁶ 細川良ほか『フランス労働法改革の意義と労使関係への影響』(JILPT 資料シリーズ No. 211, 2019年)41頁脚注127(古賀修平執筆)。

い。③適法に行われた解雇であっても、使用者は解雇補償手当 (indemnité de licenciement) を支払わなければならない。

(2) 経済的理由による解雇²⁷

実体的要件として、経済的理由による解雇の「真実かつ重大な理由」は、3つの要素に分けられる。まず、解雇原因が、④経済的困難²⁸、⑤技術的变化、⑥企業競争力の保護に必要な企業再編²⁹、⑦企業活動の停止のいずれかになければならない(④・⑤は、従来判例により認められていたが、2016年の改正により、新たに条文に列挙された)。次に、客観的要素であり、⑧雇用の廃止、⑨雇用の転換、⑩被用者の拒否する労働契約の本質的要素の変更のいずれかから生じる解雇であることである。そして、解雇原因と客観的要素が存在しても、「被用者を再配置 (reclassement) する努力がなされたこと」が必要とされる(手続の問題ではなく、解雇の正当化事由の問題とされている)。

経済的理由による解雇の手続的要件は、人的理由による解雇の手続的要件①～③(前述(1))に加え、解雇順位の確定、再雇用優先権³⁰、被解雇者数の算出がある。さらに、被解雇者数に応じて異なる手続があり、30日間の被解雇者数が、①1名のみ「個別的解雇」並びに、2名以上の「集団的解雇」のうち、②2～9名を解雇する「小規模解雇」および、③10名以上を解雇する「大規模解雇」に分けられる(①の手続が最も軽易で、③が最も重い)。①個別的解雇の手続について、解雇順位は労働協約(締結されていない場合には、従業員代表の役割を果たしている社会経済委員会 [comité social et économique] との協議)により定められ、それに基づいて使用者は被解雇者を決定し、その後は人的理由による解雇と同じ手続をとる。集団的解雇について、②小規模解雇は、被用者11人以上を雇用する企業では、社会経済委員会に意見聴取することが求められ、その後の手続は個別的解雇と同じである(使用者は、解雇通知後、書面で行政当局に事後報告する)。③大規模解雇を行う場合、使用者は、一定の期間内に社会経済委員会と2回協議しなければならない(1回目の協議と2回目の協議との間隔は、企業規模と被解雇者数に応じて異なる)。そのうえで、被用者50人以上を雇用する企業では、使用者は、解雇に先立って雇用保護計画 (Plan de sauvegarde de l'emploi) を策定しなければならない。これは、解雇回避や被解雇者数の制限に向けた方策等を記した計画文書であり、社会経済委員会の意見を付して、行政当局に提出する。雇用保護計画の内容は使用者のみで定めることができるが、労働協約により定めることもできる。そして、解雇を行うためには、使用者のみで定めた雇用保護計画については、行政当局が当該計画を認可 (homologation) することが、労働協約により定めた雇用保護計画については、行政当局が当該計画を認証 (validation) することが、それぞれ必要となる。認可の判断では、使用者に求められる努力や諸措置の詳細な審査が行われ「評価」としての側面をもつ。これに対し、認証の判断では、行政当局の審査は限定的で雇用保護計画に最低限の内容が

²⁷ この項目は、柴田洋二郎「フランスにおける2013年雇用安定化法—フランス型フレキシセキユリティ」季刊労働法247号(2014年)51頁以下を参照したうえで、その後の改革による変更点を反映させた。

²⁸ その判断基準は、2016年の改正により、従来の判例を取り込んで、労働法典に、「注文または売上高の減少、経営赤字、資金繰りまたは経営の粗利益の悪化」と明記されることとなった。さらに、このうち「注文または売上高の減少」については、注文または売上高が前年の同じ時期と比べて減少した四半期がどれくらい続いたときに「有意な減少」となるかが企業規模ごとに示されている。

²⁹ ④経済的困難、⑤技術的变化、⑥企業競争力の保護に必要な企業再編の評価は、企業グループに属さない企業であれば当該企業を、企業グループに属する企業であれば当該企業と共通の活動部門 (secteur d'activité) で、かつフランスに設置されている企業を単位として行われる。

³⁰ 解雇後の1年間、再雇用優先権を申し出た被用者は使用者により職能資格に見合う職務に空きがあるかどうかについて情報提供を受け、再雇用される。

定められているのか「確認」するにとどまる（つまり、労働協約による方法をより確実な方法とすることで、労使対話を促している）。これら、④解雇手続に必要な協議の期限設定、⑤解雇手続を定める文書の行政当局による承認制度の導入は、いずれも 2013 年の法改正で導入されたものである。そして、その目的は、解雇手続の長期化を防ぐこと（④）、解雇の予測可能性を高めること（⑤）の 2 点にある。

（3）解雇の救済

不当な解雇に対して、裁判所は、勤続年数や企業規模に応じて、上記解雇補償手当に加えて賠償金の支払いや復職の提案をすることができる（日本と異なり、解雇が無効となるわけではない）。

2017 年の改革³¹により、不当解雇時における上記賠償金につき、労働者の勤続年数を基準とした上限額と下限額が設けられた（例えば、被用者 11 人以上を雇用する企業の場合、勤続年数 5 年の労働者なら賠償金の下限が控除前賃金〔以下同じ〕の 3 か月分・上限が 6 か月分、勤続年数 30 年以上の労働者なら下限が 3 か月分、上限が 20 か月分とされている）。とりわけ、従来は上限額が定められておらず、裁判所の裁量に委ねられていたため、不当解雇時における使用者の経済的負担が予測できない状況にあった。上記改革で定められた下限額は従来の水準よりも低く設定され、上限額・下限額とも裁判所を拘束する。こうして、解雇に伴う経済的負担の予測可能性が高まったといえる（ただし、法定されている違法な解雇〔差別的解雇やハラスメントによる解雇等〕には、賠償金の下限額のみが定められ、上限額は定められていない）。

仕事・家庭・個人の優先度について、希望（Q30（1））としては、4 か国とも家庭優先が最も大きいですが、そのなかでフランスが仕事優先の割合が最も大きく、家庭優先の割合が最も小さい。また、男性で仕事優先が大きく、女性で家庭優先が大きいのは全対象国に共通してみられる状況である。現実（Q30（2））はどうかというと、4 か国とも仕事優先の割合が大きくなる。そのなかで、フランスとドイツは、希望と現実の差は比較的小さいが、日本とスウェーデンでは希望と現実のギャップが大きい。特に、日本は唯一、現実として、仕事優先が家庭優先を上回る国となっている。

（2）社会的支援（Q31～Q35）

子供を生き育てやすい国かという問い（Q31）に対しては、日本のみ「そう思わない（計）」の方が高く、ヨーロッパ 3 か国で「そう思う（計）」の方が圧倒的に高いことと比べて対照的である。日仏とも、性別や年齢別による差は大きくない（ドイツのみ大きい）。日本は、女性・大学以上で子育てのしにくさを感じている点が特徴的である。また、フランスは、「離婚または死別した」者も「そう思う（計）」の割合が高い（全体計 82.0%に対して、90.2%）。子供を生き育てやすいと思う理由（Q31SQ）について、スウェーデン＞ドイツ＞フランス＞日本の順で数値の大きい項目が多くみられるが、日本では治安の良さが最も数値の大きい項目（52.0%）となっており、他国と比べても非常に大きい点に特徴がある。フランスでは、雇用の安定をあげる割合が 4 か国で突出して少なく（5.6%）、Q4 や Q29 の回答とも整合する。逆に、親の支援をあげる割合は 4 か国で最も大きく、普段、子供を世話する者（Q18（1））として、（自分又は配偶者の）親の割合が 4 か国で最も大きいことと整合する。

結婚希望者への支援施策（Q32）では、日仏とも仕事に関わる項目（安定雇用、賃上げ）が 1 番目・2 番目に多い項目となっている点で共通する（ドイツやスウェーデンは異なる）。フランスは、3 番目に多

³¹ 以下では、細川ほか・前掲注 26 報告書 39 頁以下（古賀修平執筆）を参照した。

い項目も企業のワーク・ライフ・バランス施策と、やはり仕事に関わる（この項目は、フランスのみ男性の方が、女性よりも多くがあげている）。

妊娠・出産時に重要な負担軽減策（Q33）を問うと、日本では出産費用や不妊治療に対する助成が1番目・2番目に多い項目となっており、全対象国で突出して大きいのに対し、フランスは、これらいずれも4か国で最も小さくなっており対照をなす（フランスの不妊治療制度については前述参照）。ヨーロッパ3か国で大きい項目は、妊婦健診の無料化や産前・産後休業の拡大である（日本でも、これらの項目は3番目・4番目に大きい）。なお、助成や無料化については、年収が大きくなるにつれて、あげる者の割合が小さくなるかという点、日仏ともに必ずしもそのようにはなっていない。

重要な育児支援策（Q34）について、日本では「教育費の支援、軽減」が1番に多い項目（69.7%）、手当の充実・税制上の措置（49.3%）が2番目に多い項目となっており、特に教育費については、他国と比べても突出している。フランスは、回答計が少なく、他国と比べて総じて数値が低い（上位にきているのは、保育サービスの充実と雇用の安定）。

国が子供・子育て支援を実施するための財源負担（Q35）は、どの国も（負担増も）「やむを得ない（計）」が多いが、そのなかでは日本の数値がやや低く（58.4%）、ヨーロッパ3か国ではフランスが最も低い（71.6%）。

（3）生活意識（Q36～Q40）

現在の生活の満足度（Q36）は、全4か国で総じて高いが、日本でやや低い（ヨーロッパ3か国は9割前後、日本のみ74.7%）。日仏とも性別問わず学歴が上がるほど満足している割合は微増する。配偶者の有無では、日本は「配偶者あり」以外の状況で低く、特に、（総数は少ないが）「同棲者あり」は満足している割合がかなり低いのに対し、フランスは「配偶者あり」と「同棲者あり」で数値に大きな違いはない（また、両者の総数も近い）。フランスは非正規雇用者や無職で低く（日本はそれほど変わらない）、収入なしよりも収入ありの方が満足している割合が大きいというのではなく「30,000～37,500ユーロ未満」を境に割合が下がる。また、日仏とも「子なし」で満足している割合が低くなっている。

これから先の生活（Q37）について、ドイツとスウェーデンでは「良くなっていく」の割合が最も大きいのに対し、日本とフランスでは「同じようなもの」が最も大きい。ただし、フランスは「良くなっていく」（42.5%）と「同じようなもの」（42.7%）の数値が拮抗しているが、日本では「同じようなもの」の割合が圧倒的に大きい。また、日仏は、「悪くなっていく」の数値がドイツ・スウェーデンと比べてかなり大きい。4か国とも年齢が大きくなるとともに「良くなっていく」の割合が低くなっていく。また、4か国とも「子なし」の方が「子あり（小計）」よりも「良くなっていく」の割合が大きい。

新型コロナウイルスの影響（Q38～Q40）について、結婚（同棲）に対する意識（Q38）は、全4か国で「特に変わらない」の割合が圧倒的に大きい。ただ、それ以外の項目をみると、4か国とも「強くなった（計）」が「弱くなった（計）」を上回っているが、フランスだけは強弱が拮抗している。子供を持つことに対する意識（Q39）も、全調査国で「特に変わらない」の割合が圧倒的に大きい。それ以外の項目をみると、日仏では「弱くなった（計）」が「強くなった（計）」を上回っており、ドイツとスウェーデンでは「強くなった（計）」が「弱くなった（計）」を上回っている。ただ、日本では子供のいる女性について「弱くなった（計）」とする割合が大きいのに対し、フランスでは子供のいない女性で「弱くなった（計）」とする割合が大きい。家計の不安・心配（Q40・a）では、各項目でみれば全調査国で「変わ

らない」の割合が最も大きい、それ以外の項目を踏まえて「増えた(計)」「変わらない」「減った(計)」で三分してみると、スウェーデン以外は「増えた(計)」が最も大きくなる。特に、日本のみ「増えた(計)」の数値が50%を超え(56.9%)、なかでも職業別では「自営」、子供の人数では「3人以上」の女性が「増えた(計)」とする割合が大きい。家事・育児負担(Q40・b))も、各国とも「変わらない」の割合が最も大きく、次いで「やや増えた」が続き、「減った(計)」の割合は非常に小さい。性別では、フランスで「増えた(計)」とする女性の数値が男性を大きく上回る。そして、フランス・女性に限れば、「40代」「初等教育・中等学校」(子供の人数)「3人以上」といった属性で数値が大きい。仕事の負担(Q40・c))でも、4か国とも「変わらない」の割合が最も大きい、「増えた(計)」「変わらない」「減った(計)」で三分すると、スウェーデンのみ「増えた(計)」が最も大きくなる。他の3か国は「変わらない」>「増えた(計)」>「減った(計)」の順で割合が大きい、そのなかでフランスは「減った(計)」の数値が最も大きい(特に「非正規雇用者」)。家族や交際相手とのコミュニケーション(Q40・d))は、各国とも「変わらない」の割合が最も大きく、「やや増えた」が続く。結果として、いずれの国も「変わらない」>「増えた(計)」>「減った(計)」の順となっている。

<参考文献>

- Agence de la Biomédecine (2017), 《 L'âge de procréer 》 (https://www.agence-biomedecine.fr/IMG/pdf/2017-co-18_age_de_procre_er_version_finale_14_juin_2017.pdf)
- M. BORGETTO et R. LAFORE (2019), *Droit de la sécurité sociale*, 19^e édition, Dalloz.
- M. TABAROT et C. LÉPINE (2008), *Le développement de l'offre d'accueil de la petite enfance*, rapport au Premier ministre.
- 泉真樹子ほか(2017)「フランスの家族政策—人口減少と家族の尊重・両立支援・選択の自由—」調査と情報 941号
- 神尾真知子(2007)「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由—」海外社会保障研究 160号
- 柴田洋二郎(2014)「フランスにおける2013年雇用安定化法—フランス型フレキシセキユリティ」季刊労働法 247号
- 柴田洋二郎(2017)「フランスにおける遺族年金の概要と理念」社会保障法 32号
- 柴田洋二郎(2020)「フランスにおける『就労と子の養育』に関する社会保障給付—休暇・休業制度や財源・税制にも着目して—」社会保障研究 5巻1号
- 内閣府(2020)『令和2年版 少子化社会対策白書』
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2020/r02pdfhonpen/r02honpen.html>)
- 細川良ほか(2019)『フランス労働法改革の意義と労使関係への影響』(JILPT資料シリーズ No. 211)
(<https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2019/211.html>)
- 山口俊夫編(2002)『フランス法辞典』東京大学出版会